

平成28年

上砂川町議会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成28年第4回定例会

第1号(12月14日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
数馬 尚の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
数馬 尚の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
副議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	5
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	5
認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	5
認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	5
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第38号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の制定について	8
議案第39号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第40号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第41号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第42号 上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第43号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)	13
議案第44号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	16
散会の宣告	17

第 2 号 (12月16日)

議事日程	18
会議録署名議員	18
開議の宣告	18
会議録署名議員指名について	18
一般質問	18
高橋成和	18
町長 奥山光一	19
議案第38号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の制定について(原案可決)	20
議案第39号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	20
議案第40号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	20
議案第41号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	20
議案第42号 上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	20
議案第43号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)(原案可決)	20
議案第44号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(原案可決)	20
調査第4号 所管事務調査について(許可)	22
派遣第3号 議員派遣承認について(承認)	22
追加日程について	22
意見書案第5号 大雨災害に関する意見書(原案可決)	22
意見書案第6号 JR北海道への経営支援を求める意見書(原案可決)	23
年末挨拶	24
閉会の宣告	26

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.14	12.16
1	伊藤充章	○	○
2	川岸清彦	×	×
3	吉川洋	×	×
4	斎藤勝男	○	○
5	数馬尚	○	○
6	高橋成和	○	○
7	横溝一成	○	○
8	大内兆春	○	○
9	堀内哲夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.14	12.16
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
地域支援推進室長	永 井 孝 一	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.14	12.16
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 28 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月14日（水曜日）午前10時00分 開 会
午前11時15分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
12月14日～12月16日
3日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 第 2 回砂川地区保健衛生組
議会定例会結果報告（数馬議員）
3) 第 2 回砂川地区広域消防組
議会定例会結果報告（数馬議員）
4) 第 2 回中空知広域市町村圏組
議会定例会結果報告（副議長）
5) 石狩川流域下水道組
議会定例会結果報告（議長）
6) 第 2 回中・北空知廃棄物処理
広域連合議会定例会結果報告（議
長）
7) 例月出納検査結果報告（9・1
0・11月分）
第 4 認定第 1 号 平成 27 年度上砂川
町一般会計及び特別会計決算認定に
ついて
第 5 認定第 2 号 平成 27 年度上砂川
町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
第 6 町長行政報告
第 7 教育長教育行政報告
第 8 同意第 5 号 公平委員会委員の選
任につき同意を求めることについて
※ 同意第 5 号は、即決とする。

- 第 9 議案第 38 号 上砂川町就業・観光
体験等宿泊施設設置条例の制定につ
いて
第 10 議案第 39 号 上砂川町職員の勤務
時間及び休暇等に関する条例の一部
を改正する条例制定について
第 11 議案第 40 号 上砂川町税条例の一
部を改正する条例制定について
第 12 議案第 41 号 公共施設等整備基金
条例の一部を改正する条例制定につ
いて
第 13 議案第 42 号 上砂川町奨学資金貸
付条例の一部を改正する条例制定に
ついて
第 14 議案第 43 号 平成 28 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 5 号）
第 15 議案第 44 号 平成 28 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
2 号）
※ 議案第 38 号～第 44 号まで
は、提案理由・内容説明までとす
る。

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成
8 番 大 内 兆 春

○開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ
いまの出席議員は、吉川議員及び川岸議員から欠
席の届け出がありましたので、7 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、横溝議員、8番、大内副議長を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会及び第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果報告について一括して報告を求めます。数馬議員。
○5番（数馬 尚） 平成28年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成28年11月30日水曜日午前10時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成27年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

引き続きご報告申し上げます。平成28年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成28年11月30日水曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成27年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回中空知広域市町

村圏組合議会定例会結果報告について報告を求めます。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 平成28年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成28年11月24日木曜日午前11時。

場所につきましては、滝川市議会議場、滝川市役所10階でございます。

議件、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 中空知ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例、議案第2号 平成28年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成27年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会と第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の結果報告について私から行います。

平成28年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成28年11月24日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

3、議件、報告第1号 専決処分について、報告第2号 継続費精算報告について、報告第3号

定期監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告について、報告第5号 平成27年度決算に係る資金不足比率について、認定第1号 平成27年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号 平成28年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例。

結果でございますけれども、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

平成28年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成28年11月29日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。認定第1号 平成27年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置い

たしましてそれぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。斎藤委員長。

○決算特別委員長（斎藤勝男） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、平成28年9月14日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る10月27日、28日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第6、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成28年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告を申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてもお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通しを願いまして町長行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第7、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げ

ます。

平成28年第3回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、小中学校の給食ボイラー用煙突に係る対応についてご報告申し上げます。

マスコミ報道によりご承知のことかと存じますが、札幌市などの一部の学校給食ボイラー用煙突内部において石綿、いわゆるアスベストを含む建材が剥がれ落ち、石綿の飛散が確認されたため、その改修が終了するまでボイラーを停止することになり、児童生徒に給食を提供できなくなったという事案がありました。当町においては、小中学校とも建設年時から給食ボイラー用煙突内部に石綿を含む建材が使用されていることが推測されたため、安全確認を行うべく煙突、排気口付近の大気調査を実施いたしました。その結果、ボイラー稼働時の測定において小中学校いずれも大気中の繊維数濃度が基準値1リットル当たり10本を下回る0.2本未満であり、石綿の飛散など特段の異常がなく、安全が確認されたことをご報告いたします。

なお、中学校については校舎の建設年時が古く、構造上内部確認が困難なため、万が一を想定してことしの冬休み期間中にボイラーの使用停止と煙突の開口部分を全て閉鎖し、それに伴いボイラーを利用しない給食調理器具を設置することといたしたく、このたび関連経費の予算計上をさせていただいております。

また、小学校においては煙突内部について建材の落下等がなく、良好な状態を保っていることから、今後も定期的に煙突内部の確認作業を実施していくことと、あわせてこれらの内容を小中学校の児童生徒の保護者に文書で周知することといたします。

町並びに教育委員会といたしましては、これからも子供たちが安全に学習できる場の提供に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

教育行政報告といたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、伊藤裕鐘氏が平成28年12月25日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町

氏名、伊藤裕鐘。生年月日、。職業、僧侶。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第38号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第38号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第38号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、若年者などを対象とした就業体験や道内を周遊する観光客の宿泊拠点施設として設置する上砂川町就業・観光体験等宿泊施設の利用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第38号について内容の説明を申し上

げます。

このたびの議案は、第3回定例会で予算計上いたしました国の地方創生加速化交付金を活用した町内企業を生かした就業体験、地の利を生かした観光宿泊拠点、町のにぎわい創出プロジェクトに係る宿泊施設の整備に伴い、施設の管理等に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

資料ナンバー1をご参照願います。1の目的につきましては、道内U・Iターンを希望する若者などを対象とした就業体験や本町を宿泊拠点とした道内周遊観光客に宿泊施設として提供し、交流人口から定住人口への増加促進を図ることを目的としており、2の名称及び位置であります。名称は上砂川町就業・観光体験等宿泊施設で、位置につきましては旧下鶉児童館で、この施設を改修整備するものであります。

3の利用料につきましては、特別な事由がない場合は前日までの申し込みが必要で、利用料金につきましては1泊2日、6泊7日、27泊28日の3つに区分し、1泊2日の場合、A室1,500円、B室2,000円、C室で1,100円の1室料金で、部屋の大きさに準じて現在のお試し体験ハウスよりも安価で利用できるよう設定したところであります。

開設時期であります。10月に宿泊施設の改修工事に着手し、2月中の開設に向け、現在準備を進めているところであります。

なお、この条例の施行にあわせ、附則において上砂川町児童館設置条例の一部を改正し、下鶉児童館の条文を削除するものであります。

以上が主な内容でございます。議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第39号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第39号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、職員の勤務時間及び休暇等について、人事院勧告に基づき改定を行うため関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第39号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、人事院勧告におきまして育児休業法の改正の意見の申し出及び勤務時間法改正の勧告により地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の関係条項を改正するものであります。

資料ナンバー2-2をごらん願います。改正の内容でございますが、現在介護休暇を請求できる期間については1つの要介護状態ごとに連続する6月の期間内とされておりましたが、これを3回まで分割できるようにするために介護休暇を請求できる期間を指定期間とした上で、かつ合計6月

以下の範囲で期間を指定するものでございます。

経過措置といたしまして、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても改正の日後に介護休暇を分割できるよう措置が講じられております。

次に、介護時間の新設でございます。内容につきましては、日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相応であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みで新設するもので、この制度により介護時間が承認され、勤務しなかった時間は無給となるものであります。

施行日は、平成29年1月1日であります。

なお、条例本分の改正箇所につきましては資料ナンバー2-1の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介

護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第40号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第40号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第40号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本町の税条例関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、外国の法令に基づいて支払いを受ける所得のうち、利子所得に該当する特例適用利子等の額、配当所得に該当する特例適用配当等の額に係る所得を他の所得と区分し、分離課税とする町民税の課税の特例を定めるものであります。また、国民健康保険税におきましては町民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするものであります。

施行日は、平成29年1月1日であります。

以上が主な改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第41号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第41号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第41号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公共施設等の建設及び改修等の整備を促進するため関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第41号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、提案理由にもございますとおり公共施設等の建設及び改修等の整備を促進するために条例の一部を改正するものであります。

資料ナンバー4の新旧対照表もご参照願いたいと思います。現行の条例につきましては、平成6年4月1日から施行されておりますが、教育施設のみを対象とした整備基金の条例となっております。本町におきましては、今後認定こども園の建設や役場庁舎等公共施設の整備が見込まれますことから、その整備経費の財源として本整備基金を活用することのできるよう本条例の一部を改正するものであります。

それでは、本文に参ります。公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例。

公共施設等整備基金条例（昭和51年上砂川町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を2号とし、同条に次の1号を加える。

（1）公共施設等整備基金

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第42号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第42号 上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第42号 上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条

例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、奨学資金の貸付額等の拡大及び奨学金返還の特例を設けるため関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時45分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの日程第13について、議案第42号についての内容説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第42号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、大学等に進学するための費用が保護者に大きな負担となっていることから、貸付額を引き上げ、それに伴い奨学生の負担増とならないように月々の返還額を変えずに返還年数を長くすること及び町内企業への就業を促進するため免除規定を新たに設け、移住定住の促進を図るため関係条例の一部を改正するものであります。

資料ナンバー5-1の新旧対照表及び資料ナンバー5-2もあわせてご参照願います。改正の内容でございますが、現在修学奨学金は大学生、高等専門学校生、専修学校生に月額2万円、高等学校生には1万円の貸し付けを行っており、入学奨学金は一時金20万円以内となっておりますが、上砂川町の奨学金だけでは大学等に支払う入学金や授業料が相当額不足する状況にあることから、大学生、高等学校生、専修学校生への修学奨学金を月額5万円に、入学奨学金を50万円にそれぞれ引き上げ、複数の奨学金を使わずに進学できるよう金額を設定したところであります。また、返還年数につきましても修学奨学金及び入学奨学金を4

年間で返還しなければならなかったものを貸付額がふえたことにより10年間で返還に改正し、一月当たりの返還額が現在と変わらないよう設定したところであります。

また、町内に居住し、町内企業に常勤雇用として就労を確認した場合は返還すべき債務の全部を免除、また町内に居住し、町外企業に常勤雇用として就労を確認した場合は返還すべき債務の一部を免除する規定を新たに設け、町内誘致企業への就労促進と若者の人口流出に歯どめをかける一助とするものであります。加えて、奨学生の義務として毎年学年末に学業証明を町長に提出する規定を新たに設けるものであります。

それでは、本文に参ります。上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例。

上砂川町奨学資金貸付条例（昭和42年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1号ア及びイ中「20,000円」を「50,000円」に改め、同号エ中「20,000円」を「50,000円」に改め、同条第2号ア中「200,000円」を「500,000円」に改める。

第14条第1項中「修学奨学金」の次に「及び入学奨学金」を加え、「4年」を「10年」に改め、「入学奨学金の貸付けを受けた奨学生にあっては、貸付けを受けた月から第8条に規定する修業年限の終期までに、それぞれ」を削除する。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

（奨学金返還の特例）

第19条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者が返還すべき債務の一部又は全部を免除することができる。ただし、当該奨学金の貸付けを受けた者が支払い能力があるにも関わらず、奨学金の返還を著しく怠ったと認められるとき、その他奨学金の返還を免除することが適当でないとき認められるときは、この限りではない。

（1）奨学金の貸付け終了後、奨学生が1年間

町内に居住し、かつ町内の企業に常勤雇用として就労状況を確認したとき。

(2) 奨学金の貸付終了後、奨学生が1年間町内に居住し、かつ町外の企業に常勤雇用として就労状況を確認したとき。

(奨学生の義務)

第20条 奨学生は、その在学する学校長を経て、毎学年末の学業証明を町長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第43号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第43号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第43号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,130万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月14日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第43号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税3,855万3,000円の追加で、16億4,845万3,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金1,197万1,000円の追加で、2億3,729万8,000円となります。

1 項国庫負担金1,086万7,000円の追加で、1億5,089万4,000円となります。

2 項国庫補助金110万4,000円の追加で、8,526万4,000円となります。

14款道支出金543万3,000円の追加で、1億1,890万8,000円となります。

1 項道負担金543万3,000円の追加で、1億215万2,000円となります。

17款繰入金8億円の追加で、8億7,120万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入4,124万1,000円の追加で、1億1,178万3,000円となります。

5 項雑入4,124万1,000円の追加で、1億41万2,000円となります。

20款繰越金880万2,000円の追加で、7,739万7,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が9億600万円の追加で、37億7,130万円となります。

2、歳出、1款議会費20万3,000円の追加で、4,191万5,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費8億4,675万4,000円の追加で、10億8,619万7,000円となります。

1 項総務管理費8億4,509万6,000円の追加で、

10億4,500万円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費165万8,000円の追加で、2,666万円となります。

3 款民生費3,560万4,000円の追加で、6 億8,103万4,000円となります。

1 項社会福祉費2,197万4,000円の追加で、6 億853万9,000円となります。

2 項児童福祉費1,363万円の追加で、7,189万1,000円となります。

4 款衛生費15万円の追加で、2 億1,499万6,000円となります。

2 項清掃費15万円の追加で、9,285万5,000円となります。

7 款商工費16万円の追加で、5,112万2,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費501万3,000円の追加で、2 億7,124万7,000円となります。

1 項土木管理費472万3,000円の追加で、9,613万1,000円となります。

3 項住宅費29万円の追加で、7,108万2,000円となります。

10 款教育費1,384万8,000円の追加で、2 億1,544万円となります。

2 項小学校費546万円の追加で、1 億3,886万4,000円となります。

3 項中学校費838万8,000円の追加で、4,290万1,000円となります。

13 款職員費426万8,000円の追加で、5 億1,060万7,000円となります。

次ページであります。1 項職員費、同額であります。

歳出合計が9 億600万円の追加で、37億7,130万円となります。

事項別明細書、9 ページ、歳出でございます。このたびの補正は、人勤に伴う人件費の精査と各基金への積み立てのほか、小中学校の学力向上を図るためのICT活用事業整備が主なものであり

ます。

3、歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費20万3,000円の追加で、4,191万5,000円となります。人勤による人件費の精査であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費7 億9,819万7,000円の追加で、8 億4,471万2,000円となります。1 節報酬は、11月から実施しているストレスチェックに係る医師への面談報酬として10万円計上するものであります。4 節共済費は、臨時職員の社会保険料の引き上げにより9 万円計上するものであります。13 節委託料154万3,000円の減額と14 節使用料及び賃借料45万円の減額は、10月から導入したダイヤルインに係る減額であります。28 節積立金8 億円の追加は、財政調整基金を取り崩し、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

5 目財産管理費565万8,000円の追加で、4,889万円となります。町立診療所レントゲンの修繕、デイサービス給水ポンプの修繕、消火栓2 基更新分として565万8,000円を計上するものであります。

6 目企画費4,124万1,000円の追加で、4,478万5,000円となります。25 節積立金4,124万1,000円の追加は、中空知ふるさと市町村圏基金10 億円のうち6 億円を取り崩し、5 市5 町に返還されたことから、返還額全額を地域振興基金に積み立てるものであります。

次ページであります。3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費165万8,000円の追加で、2,666万円となります。13 節委託料は、平成29年7 月から自治体間の情報連携が開始されることから、総合運用テストを行うため165万8,000円計上するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費2,173万5,000円の追加で、3 億5,163万1,000円となります。20 節扶助費2,173万5,000円の追加は、在宅の通所利用者の増によるものです。

6 目地域包括支援センター費23万9,000円の追

加で、1,664万6,000円となります。2節給料、3節職員手当等は人勸による人件費の精査で、18節備品購入費14万円の追加は介護支援専門員の制服とバッグの購入費であります。

2項児童福祉費、2目保育所費1,363万円の追加で、3,219万3,000円となります。11節需用費63万円の追加は、入園者の増によるものであります。13節委託料1,300万円の追加であります。資料ナンバー6をご参照願います。認定こども園、複合施設の概要であります。1の施設概要ですが、幼稚園機能と保育園機能を備えた認定こども園に子育て家庭等の育児不安等を解消するため、子育て支援センターと児童に健全な遊びを与えて情操を豊かにする児童館を併設した複合施設を建設するものであります。2の建設場所は旧野球場跡地で、3の構造は鉄筋コンクリート造平家建てを予定しており、規模は約1,200平方メートルと考えております。5の整備施設であります。1の認定こども園は保育室4室、ほふく室、乳児室、調理室、遊戯室を整備し、定員は55名を想定しております。2の子育て支援センターは、子育て支援室と相談室を整備、3の児童館は創作活動室、図書室、遊戯室の整備を考えております。その他、職員室と屋外遊技場を整備するものであります。6の事業費ですが、児童館の補助申請時期が明年6月であることから、経費を算出するため基本設計委託料として13節委託料に1,300万円を計上するものであります。裏面であります。7のスケジュールですが、平成28年12月に基本設計を補正予算計上し、委託期間は平成29年1月から3月まで、平成29年3月に実施設計を当初予算計上し、委託期間は平成29年5月から平成30年1月、平成30年3月に建物、外構等の建設費等を当初予算計上し、工期は平成30年5月から平成31年3月で、31年4月の開園を予定しております。次ページに、あくまでもたたき台ではありますが、配置図を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

予算書にお戻り願います。4款衛生費、2項清

掃費、2目じん芥処理費15万円の追加で、8,189万9,000円となります。じんかい車の作動用タンクの修繕料であります。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費16万円の追加で、2,519万9,000円となります。産業活性化センター相談室のストーブの修繕であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費472万3,000円の追加で、9,613万1,000円となります。下水道特別会計に繰り出しするものであります。

3項住宅費、2目公営住宅建設費29万円の追加で、2,779万2,000円となります。人勸による人件費の精査であります。

次ページであります。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費546万円の追加で、1,369万4,000円となります。

3項中学校費、2目教育振興費580万7,000円の追加で、1,326万3,000円となります。資料ナンバー7をご参照願います。小中学校ICT活用事業であります。1の目的は、児童生徒の基礎学力の定着・向上と社会の情報化に即した教育を推進するとともに、魅力的な教育環境を整備することを目的としてICTを活用し、学習活動の充実を図るものであります。2のICT機器の主な活用方法であります。授業や朝学習を活用したドリル学習、授業中における学習教材の提示活用等を考えております。3の事業費の内訳であります。平成28年、29年の2カ年事業としておりまして総事業費は1,467万5,000円、28年度事業費は1,126万7,000円、小学校546万円、中学校580万7,000円となっております。平成28年度は、主にハード整備としております。13節委託料は構築費用、全体設計費等で小学校で256万円、中学校で250万2,000円の計上で、18節備品購入費、タブレット24台、タブレット収納カート、ネットワーク環境整備で小学校290万円、中学校330万5,000円を計上するものであります。なお、平成29年度事業について

も（２）に記載しておりますようにソフト事業を中心としておりますが、準備が整い次第、授業に取り入れてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

予算書にお戻り願います。３項中学校費、１目学校管理費258万1,000円の追加で、2,964万8,000円となります。教育長行政報告でも報告されましたとおり、アスベストの安全対策を講じるため、飛散対策として煙突の密閉処理をするため修繕料として64万円、大気浮遊物検査経費として12節役務費に22万7,000円、水蒸気による調理からガス調理に変更するため関連備品整備費として18節備品購入費に170万8,000円計上するものであります。

13款職員費、１項職員費、１目職員給与費426万8,000円の追加で、５億1,060万7,000円となります。人勸及び異動等による精査であります。

次に、７ページ、歳入であります。２、歳入、９款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税3,855万3,000円の追加で、16億4,845万3,000円となります。普通交付税の追加であります。

13款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金1,086万7,000円の追加で、１億5,089万4,000円となります。歳入分の国庫負担２分の１を計上するものであります。

２項国庫補助金、１目総務費補助金110万4,000円の追加で、2,584万9,000円となります。国庫補助金の確定額を計上するものであります。

14款道支出金、１項道負担金、１目民生費負担金543万3,000円の追加で、8,675万8,000円となります。歳出分の道負担４分の１を計上するものであります。

17款繰入金、１項基金繰入金、１目基金繰入金８億円の追加で、８億7,120万円となります。財政調整基金から繰り入れし、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

18款諸収入、５項雑入、５目雑入4,124万1,000円の追加で、１億40万8,000円となります。歳出

同額を計上するものであります。

20款繰越金、１項繰越金、１目繰越金880万2,000円の追加で、7,739万7,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第４４号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第44号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第44号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ472万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億4,893万4,000円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月14日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林智明） それでは、ご指示によりまして、議案第44号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金472万3,000円の追加で、8,657万2,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が472万3,000円の追加で、1億4,893万4,000円となります。

2、歳出、1款下水道費472万3,000円の追加で、4,391万3,000円となります。

1項下水道整備費39万6,000円の追加で、3,098万2,000円となります。

2項下水道維持費432万7,000円の追加で、1,293万1,000円となります。

歳出合計が472万3,000円の追加で、1億4,893万4,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費39万6,000円の追加で、2,038万3,000円となります。3節職員手当等、4節共済費は人勤による人件費の精査であります。19節負担金、補助及び交付金は、平成27年度流域下水道負担金精算金で、汚水処理水量増により42万9,000円計上するものであります。

下水道費、下水道維持費、1目維持管理費432万7,000円の追加で、1,293万1,000円となります。現在の広報車は、平成10年購入で購入後18年が経過したことから、このたび更新することとし、12節役務費に手数料、保険料として12万7,000円、18節備品購入費で420万円計上するものであります。

次に、歳入であります。2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金472万3,000円の追加で、8,657万2,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日15日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 大 内 兆 春

平成 28 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

12月16日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前10時38分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 38 号 上砂川町就業・観光
体験等宿泊施設設置条例の制定につ
いて
- 第 4 議案第 39 号 上砂川町職員の勤務
時間及び休暇等に関する条例の一部
を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 40 号 上砂川町税条例の一
部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 41 号 公共施設等整備基金
条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第 7 議案第 42 号 上砂川町奨学資金貸
付条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 第 8 議案第 43 号 平成 28 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 9 議案第 44 号 平成 28 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
2 号）
※ 議案第 38 号～第 44 号は、質
疑・討論・採決とする。
- 第 10 調査第 4 号 所管事務調査について
- 第 11 派遣第 3 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 12 意見書案第 5 号 大雨災害に関する
意見書
- 第 13 意見書案第 6 号 JR 北海道への経
営支援を求める意見書

○会議録署名議員

7 番 横 溝 一 成
8 番 大 内 兆 春

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は吉川議員及び川岸議員から欠席の届け出がありましたので、7 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 4 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、7 番、横溝議員、8 番、大内副議長を指名いたします。よろしく願います。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（堀内哲夫） 6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成28年第4回定例会に当たり、通告しております役場庁舎など公共施設の建てかえや耐震化計画について質問いたします。

ことし4月に熊本県において震度7を記録する大地震が発生し、多くの建物の倒壊や土砂崩れなど甚大な被害が発生いたしました。この地震により宇土市役所や益城町役場など庁舎も損壊し、災害対策本部を駐車場に設置した報道がありました。

上砂川町は、これまで大地震もなく、大規模災害が少ない安全な町であると思えますし、課題でありました消防庁舎も10月に新庁舎が完成し、消防防災力の強化が図られました。しかし、役場庁舎は昭和31年に建設された建物で建設後60年が経過し、耐震化を進めるにも老朽化も著しく難しいと感じているところであり、熊本地震と同規模の地震が発生した場合、役場庁舎が倒壊することが予想され、不安を感じているところであります。

役場庁舎は、町民の窓口手続など行政執行の場所でもありますし、災害時には災害対策本部が設置されるなど重要な役割をなす建物でありますので、役場庁舎や避難所となる生活館なども老朽化しており、建てかえなどの必要性を感じております。

本定例会において庁舎や公共施設の建設や改修等の整備を促進することを目的に公共施設等整備基金の設置が提案されておりますので、近いうちに庁舎の建設や老朽化が進んでいる公共施設の改修等が行われるのではないかとと思いますが、具体的に庁舎の建設時期や他の公共施設の整備計画の考えがあるのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 6番、高橋議員のご質問、役場庁舎など公共施設の建てかえ、耐震化などの

計画についてお答えいたします。

初めに、本年4月に発生いたしました熊本地震では甚大な被害が発生し、また多くのとうとい命が失われました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。また、東日本大震災の被災地も含めまして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、役場庁舎の現状であります。役場庁舎は本館、西館、東館の3つの構造物で構成され、本館庁舎にありましては議員の御指摘のとおり昭和31年に建設され、建設後60年を経過しております。また、西館につきましても昭和54年建設で37年経過し、いずれの庁舎も老朽化が著しく、耐震化も施されておらず、現状維持のための各所修繕を施しながら現在に至っているところであります。

熊本地震では、震度7の大地震が2度発生し、この地震により宇土市や八代市、人吉市、益城町、大津町の3市2町の庁舎が損壊し、災害発生時の重要な組織である災害対策本部が駐車場のテント内であったり、別庁舎に移転するなど災害対策に支障を来す状況でありました。

幸いにして、本町はこれまで地震では震度3が最大の地震であり、これら地震での大きな被害は発生しておらず、安全な町であると感じているところであります。しかしながら、議員のお話にもございましたが、仮に熊本地震と同規模の地震が発生した場合、特に本館にあっては倒壊の可能性が高い中、役場庁舎はいち早く災害対策本部を立ち上げ、災害対策に当たっていく重要な役割を果たす施設でありますので、ご指摘のとおり私も重要な課題と考えているところであり、抜本的な対策を講じなければならない時期に来ていると考えております。

また、避難所として指定している保育園や下鶉生活館、鶉若葉生活館についても建設後40年を超え、老朽化が著しく、災害時において避難所とし

での役割が果たせない状況になっていると考えており、このことから本定例会において今後の庁舎を含めた公共施設の建設整備等の財源を確保する目的に公共施設等整備基金を創設したところがあります。

ご質問の具体的な計画についてであります。長年の課題でありました消防庁舎の建てかえについては10月に新庁舎が完成し、運用を開始いたしました。現段階で計画している施設といたしましては、平成29年度において小学校の校舎の大規模改修を予定しているほか、本定例会にて基本設計委託費の予算計上をさせていただいておりますが、保育園が建設後40年を経過し、耐震化も行われていないことから、子供たちの安全対策と幼稚園機能を備えた認定こども園の建設を平成31年4月の開園に向け、計画しているところであります。

庁舎の整備につきましては、熊本地震での教訓を踏まえ、庁舎の耐震化あるいは建てかえ促進が促されておりますが、莫大な経費を要し、生活館等の整備も重要な喫緊の課題であると認識しておりますことから、今後優先順位や人口減少対策としての住環境整備事業も含め、整備手法や財源、さらには財政状況などを見きわめながら建設場所や実施時期について早急に検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第38号 議案第39号 議案第40号
議案第41号 議案第42号 議案第43号
議案第44号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第38号から日程第9、議案第44号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第38号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第39号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第40号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第41号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第42号 上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 上砂川町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第43号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第44号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第12、意見書案第5号及び日程第13、意見書案第6号の意見書案の本文が相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号及び意見書案第6号の本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第5号
大雨災害に関する意見書について議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春） 大雨災害に関する意見書
（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 高橋成和 伊藤充章

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第5号、大雨災害に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 大雨災害に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、意見書案第6号
JR北海道への経営支援を求める意見書について議題といたします。

大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春） JR北海道への経営支援
を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 数馬尚 斎藤勝男

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第6号、JR北海道への経営支援を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 JR北海道への経営支援を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

本年最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいたしたいと思っております。

○町長（奥山光一） ご指示によりまして、平成28年最終議会に当たりまして挨拶をさせていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。この1年間、堀内議長を初め、議員各位には本町の抱える数多くの課題解決に向け、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。また、本会議並びに各委員会におきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決、決定いただきましたことに対しても重ねてお礼を申し上げます。

改めてこの1年を顧みますと、1月に発生いたしました浦河沖地震に始まり、4月には熊本地震が発生し、住宅の倒壊や土砂崩れなど甚大な被害が発生し、また多くのとうとい命が奪われました。その後も鳥取県、島根県沖地震など大規模な地震が数多く発生し、また8月下旬から9月上旬には台風が相次いで北海道に上陸し、河川の氾濫や土砂災害等の壊滅的な被害が発生、本町においては大規模な災害はなかったものの、35年ぶりの避難勧告を発令するなど大規模な自然災害に見舞われ、東日本大震災による被災地復興の先が見えない状況の中、さらに国民の不安が増す災害が多く発生し、安全対策と被災地復興などの大きな課題

を残す1年であったと思うところであります。

さて、我が国の経済情勢としては、景気は緩やかに回復傾向にあるとされておりますが、地域経済はその実感に至っておらず、依然として地方を取り巻く環境は厳しい状況になっております。現在第3次安倍再改造内閣により成長戦略、一億総活躍社会の実現に向け、経済の好循環、一人一人が生きがいを持てる生活の実現、安心につながる社会保障に取り組んでいるものの、ことし前半の円高、株安などにより経済の停滞感が否めない状況になっており、一日も早く地方経済への効果が及び、さらに国民が豊かさを実感できることを期待しているところであります。

さて、本町におきましては、依然として急激な人口減少とそれに伴う少子高齢化の進展が行政最大の課題となっており、自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中、これらの重要課題への対応と住民生活基盤の確保に向けての行政運営が求められているところであります。これら課題に対しましては、平成27年に策定いたしました上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、人口減少抑制に向け、さらなる子育て支援や高齢者支援の拡充のほか、既存企業の育成による雇用と地域経済対策にも積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、障害児保育の実施や小中学生の学力向上対策として公設学習塾の開設のほか、教育環境整備としての小学校大規模改修の実施や町民の健康維持対策としてインフルエンザ予防接種費用の負担軽減を全町民対象とするなど施策の充実を図るなど、これまでの施策とあわせて住みよい環境の確保に努めてきたところであります。また、懸案事項でありました消防庁舎につきましては、大規模災害に対応できる消防力の強化と災害時の活動拠点としての機能を備えた新しい消防庁舎が10月より運用開始いたしましたほか、住民の生活基盤整備としての住環境整備にも取り組んでまいりましたが、依然として厳しい状況が続いているところであります。

このような中、現在将来に向け、夢と希望が持て、輝く上砂川町の創生に向け、平成29年度から8年間の第7期上砂川町総合計画の策定に取り組んでおります。本町の人口は、さらに減少、過疎化が進むと予想されますが、若者の移住、定住を図り、この町を将来にわたり持続可能とするためにも総合戦略を着実に推進するとともに、新規企業の誘致はもちろんであります。町内既存企業の事業拡充に対する支援による地域経済への振興及び地域活性化を図り、人口減少の抑制を図るため、引き続き議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

町の財政運営に当たりましては、町税収入が減少しており、さらに変動する景気動向によっては不透明な要素もあります。また、国においては地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源の総額を平成30年度までは同規模程度確保するとされておりますが、それ以降については減少に転ずることも想定され、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政体質であることから、今後の状況を見据えた財政運営が必要と考えており、集中と選択による事業選択により効率的かつ効果的な健全財政に努めてまいりたいと考えております。

今後も本町を取り巻く環境は厳しく、多くの課題を抱えての町政執行が見込まれますが、町民や議員の皆さん、そして職員の力をおかりいたしまして、あすの上砂川のために、全町民のために全力を尽くしてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

議員の任期も年明け早々に迫ってまいりました。議員各位には、これまで住民代表として本町の発展、振興にご尽力いただいたことに深く敬意を表するとともに、来期へのご健闘を心からご祈念申し上げ、またこれまでのご支援、ご協力に感謝を申し上げ、本年議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 私からも一言ご挨拶を申し

上げます。

本年最後の第4回定例会も皆様のご協力によりまして無事終了いたしました。心よりお礼を申し上げます。

ことしを振り返りますと、今後不安を残すことが多くあった年と感じられます。国外では、アメリカの大統領選でトランプ氏が勝利し、韓国では大統領が辞意を表明されており、明年の国のリーダーの交代により世界情勢がどのように変化していくのか注視していく必要があります。また、4月にオバマ大統領がアメリカの現職大統領として初めて被爆地の広島を訪問した際は、核なき世界への情勢が進むことを望んでおりましたが、隣国の北朝鮮では幾たび重なる核実験を行っており、依然として平和への不安が増すばかりであります。国内の政治では、7月の参議院選挙において連立与党が勝利し、8月に第3次安倍再改造内閣が発足され、その内閣で行う政策で景気は上向きと言われておりますが、地方では実感がない状況であります。さらに、道内では4つの台風が連続して上陸し、各地で甚大な被害をもたらし、いまだ復旧していない状況となっておりますが、住民が一日も早く安心してものと生活を取り戻せるよう願うものであります。

こうした中、明るい話題としてことしはスポーツ界が活躍した年でありました。8月にリオオリンピックが開催され、日本のメダル獲得数が過去最多の41個、夏の全国高校野球では南北海道代表の北海が準優勝、さらに北海道日本ハムファイターズのパリーグ優勝、そして日本一となり、道民の多くの方が勇気と感動をいただいたものと思えます。

町内にあっては、奥山町政が2年目の折り返しの年となり、この間、本町が抱える少子高齢化問題や人口減少問題を初め、多くの課題に対し積極的に取り組み、町民の皆さんが住みなれた町で安心して暮らせる町づくりに着実な成果があらわれているものと感じているものでございます。これ

もひとえに奥山町長を先頭に、職員の皆さん方の努力があつてのものと推察しているところであります。理事者も私ども議会も地方自治の本旨であります最小の経費で最大の効果を上げるよう努めていかなければならないと思っております。また、8月の台風の際は本町においてものり面の崩落などの災害があり、避難勧告が出されましたが、甚大な災害がなかったのもその台風の中、日夜問わず対応していただいた奥山町長を初め、町職員の皆さんのご尽力があつたからだ、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、本年開催されました各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして慎重審議の結果、その全てが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして、心から深く感謝を申し上げます。

終わりになりますが、ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、ご挨拶といたします。1年間、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で平成28年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 横 溝 一 成

署 名 議 員 大 内 兆 春